

官報

(号外)
発行内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

目次

〔省 令〕

○令和八年熊本地震による災害に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令（厚生労働一三〇）

〔その他告示〕

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に關し当該延長後の満了日を令和九年一月二十七日とする措置を指定する件

(こども家庭庁・厚生労働八)

○令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険、船員保険等の年金受給権者等が届書等を提出すべき日を延長する件

(厚生労働三二三)

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に關し当該延長後の満了日を令和九年一月二十七日とする措置を指定する件（同三二四）

省

令

○厚生労働省令第三十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二十八条第一項（同条第十項において準用する場合を含む。）及び第三十三条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和八年熊本地震による災害に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令を次のように定める。

令和八年八月十七日

厚生労働大臣 上野賢一郎

令和八年熊本地震による災害に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令

特例に関する省令

1 令和八年熊本地震による災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有効期間（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「規則」という。）第三十八条第一項に規定する要介護認定有効期間をいう。次項において同じ。）及び要支援認定有効期間（規則第五十二条第一項に規定する要支援認定有効期間をいう。次項において同じ。）に係る次の表の上欄に掲げる規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

規則第三十八条第一項（規則第四十一条第二項において準用する場合を含む。）	と第二号に掲げる期間	及び第二号に掲げる期間並びに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間
規則第三十八條第一項（規則第四十一条第二項において準用する場合を含む。）	の期間	の期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間
規則第五十二条第一項（規則第五十五条第二項において準用する場合を含む。）	と第二号に掲げる期間	及び第二号に掲げる期間並びに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間
規則第五十二条第二項（規則第五十五条第二項において準用する場合を含む。）	の期間	の期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間

2 前項の規定は、令和八年七月二十八日から令和九年七月三十一日までの間に同項の規定の適用がないとしたならば満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について適用する。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

その 他 告 示

○こども家庭庁告示第八号

厚生労働省告示第八号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に關し当該延長後の満了日を令和九年一月二十七日とする措置を次のように指定する。

令和八年八月十七日

こども家庭庁長官 藤原 朋子

厚生労働大臣 上野賢一郎

対象となる特定権利利益	対 象 者
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二十三号）以下「障害者総合支援法」という。）第十九条第一項の規定に基づく介護給付費等の支給決定	令和八年熊本地震に際し、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（以下「特定被災区域」という。）内に居住地を有する者
障害者総合支援法第二十九条第一項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設の指定（特定被災区域内に在る事業所又は施設に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所又は施設を有する者
障害者総合支援法第五十一条の十七第一項第一号の規定に基づく指定特定相談支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
障害者総合支援法第五十二条第一項の規定に基づく自立支援医療費の支給認定	特定被災区域内に居住地を有する者
障害者総合支援法第五十四条第二項の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定（特定被災区域内に在る指定自立支援医療機関に係るものに限る。）	特定被災区域内に指定自立支援医療機関を有する者

○厚生労働省告示第三百二十三号

国民年金法施行規則第十八条の二第一項の規定に基づき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日（平成二十一年厚生労働省告示第五百二十号）、厚生年金保険法施行規則第三十五条の二第一項の規定に基づき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日（平成二十一年厚生労働省告示第五百二十一号）、国民年金法施行規則等の一部を改正する省令附則第五条第二項に基づき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日（平成二十一年厚生労働省告示第五百二十一号）、厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令附則第二十八条第一項の規定に基づき厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日（平成二十一年厚生労働省告示第五百二十三号）、厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第五十一条の二第五項の規定に基づき厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日（平成二十一年厚生労働省告示第五百二十四号）及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則第六条第一項の規定に基づき年金生活者支援給付金受給資格者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日（平成三十年厚生労働省告示第四百二十五号）において、受給権者、受給者又は受給資格者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日のうち、令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域に令和八年七月二十八日において住所を有する受給権者、受給者又は受給資格者であつて次の各号に掲げる者が令和八年においてそれぞれ当該各号に定める届書等を提出すべき日は、これらの定めにかかわらず、令和九年一月二十七日とする。

令和八年八月十七日

厚生労働大臣 上野賢一郎

一 誕生日が七月一日から十二月三十一日までの間にある受給権者、受給者又は受給資格者（届書等（国民年金法施行規則第十八条の二第一項の規定に基づき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日第二号に規定する届書等（次号において「所得状況の届出」という。）及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則第六条第一項の規定に基づき年金生活者支援給付金受給資格者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日第二号に規定する届書等（第三号において「所得及び世帯状況の届出等」という。）を除く。）

二 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三十条の四の規定による障害基礎年金の受給権者及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第二十八条の規定による遺族基礎年金の受給権者、所得状況の届出
三 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）第三十五条第一項に規定する年金生活者支援給付金受給者、所得及び世帯状況の届出等

○厚生労働省告示第三百二十四号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に關し当該延長後の満了日を令和九年一月二十七日とする措置を次のように指定する。

令和八年八月十七日

厚生労働大臣 上野賢一郎

対象となる特定権利利益	対 象 者
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号の規定に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定（令和八年熊本地震に際し、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（以下「特定被災区域」という。）内に在る保険医療機関又は保険薬局に係るものに限る。）	特定被災区域内に保険医療機関又は保険薬局を有する者
職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の規定に基づく有料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（令和八年十月二十七日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く）
職業安定法第三十三条第一項の規定に基づく無料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（令和八年十月二十七日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く）
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第二項第一号の規定に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定（特定被災区域に在る指定小児慢性特定疾病医療機関に係るものに限る。）	特定被災区域内に指定小児慢性特定疾病医療機関を有する者
児童福祉法第十九条の三第三項の規定に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給認定	特定被災区域内に居住地を有する者
食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十一条の規定に基づく登録検査機関の登録	特定被災区域内に事務所又は食品衛生法第二十五条第一項に規定する検査を行う場所を有する者
食品衛生法第五十五条第一項の規定に基づく営業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者
予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十五条第一項の規定に基づく同法第十六条第二項第一号の医療費及び医療手当、同項第四号の遺族年金若しくは遺族一時金又は同項第五号の葬祭料の給付の請求	特定被災区域内に居住地を有する者
大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十二年法律第百二十四号）第五条第一項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者の免許	特定被災区域内に栽培地を有する者
旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条の四第一項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の相続による承継の申請（特定被災区域内において経営される旅館業に係るものに限る。）	特定被災区域内において経営される旅館業を承継する者
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条第二項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付	特定被災区域内に居住地を有する者

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づく指定医療機関の指定(特定被災区域内に在る指定医療機関に係るものに限る。)	特定被災区域内に指定医療機関を有する者
毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第四条第一項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業若しくは輸入業又は販売業の登録(特定被災区域内に在る製造所若しくは営業所又は店舗に係るものに限る。)	特定被災区域内に製造所若しくは営業所又は店舗を有する者
覚醒剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第三条第一項の規定に基づく覚醒剤製造業若しくは覚醒剤施用機関若しくは覚醒剤研究所の指定(特定被災区域内に在る製造所又は病院若しくは診療所若しくは研究所に係るものに限る。)	特定被災区域内に製造所又は病院若しくは診療所若しくは研究所を有する者
覚醒剤取締法第三十条の二の規定に基づく覚醒剤原料輸入業者若しくは覚醒剤原料輸出業者若しくは覚醒剤原料研究者又は覚醒剤原料製造所又は研究所に係るものに限る。)	特定被災区域内に業務所、製造所又は研究所を有する者
麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第三条第一項の規定に基づく麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬小売業者、麻薬卸売業者、麻薬施用業者、麻薬管理者若しくは麻薬研究者の免許(特定被災区域内に在る麻薬業務所に係るものに限る。)	特定被災区域内に麻薬業務所を有する者
麻薬及び向精神薬取締法第五十条第一項の規定に基づく向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造業者若しくは向精神薬使用業者又は向精神薬卸売業者若しくは向精神薬小売業者の免許(特定被災区域内に在る向精神薬営業所に係るものに限る。)	特定被災区域内に向精神薬営業所を有する者
障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十三年法律第二百二十三号)第五十条第一項の規定に基づく障害者雇用調整金の支給	特定被災区域内に主たる事業所を有する者
障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の二第二項の規定に基づく在宅就業障害者特例調整金の支給	特定被災区域内に主たる事業所を有する者
障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第三項の規定に基づく障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第四項の規定に基づく在宅就業障害者特例報奨金の支給	特定被災区域内に主たる事業所を有する者
医薬品医療機器等法第六十六条の二第一項の規定に基づく地域連携薬局の認定(特定被災区域内に在る地域連携薬局に係るものに限る。)	特定被災区域内に地域連携薬局を有する者
医薬品医療機器等法第六十六条の三第一項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定(特定被災区域内に在る専門医療機関連携薬局に係るものに限る。)	特定被災区域内に専門医療機関連携薬局を有する者
医薬品医療機器等法第十二条第一項の規定に基づく医薬品(体外診断用医薬品を除く。)、医薬部外品又は化粧品品の製造販売業の許可(特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。)	特定被災区域内に事務所を有する者
医薬品医療機器等法第十三条第一項の規定に基づく医薬品(体外診断用医薬品を除く。)、医薬部外品又は化粧品品の製造業の許可(特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。)	特定被災区域内に製造所を有する者

医薬品医療機器等法第十三条の二第二項の規定に基づく医薬品(体外診断用医薬品を除く。)、医薬部外品又は化粧品品の製造所に係る登録(特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。)	特定被災区域内に製造所を有する者
医薬品医療機器等法第十三条の三第一項の規定に基づく医薬品等外国製造業者の認定	特定被災区域内にその製造する医薬品等の製造販売業者の主たる事務所在る者
医薬品医療機器等法第十三条の三第二項の規定に基づく医薬品等外国製造業者の製造所に係る登録	特定被災区域内にその製造する医薬品等の製造販売業者の主たる事務所在る者
医薬品医療機器等法第二十三条の二第二項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可(特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。)	特定被災区域内に事務所を有する者
医薬品医療機器等法第二十三条の二第三項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録(特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。)	特定被災区域内に製造所を有する者
医薬品医療機器等法第二十三条の二第四第一項の規定に基づく医療機器等外国製造業者の登録	特定被災区域内にその製造する医療機器等の製造販売業者の主たる事務所在る者
医薬品医療機器等法第二十三条の六第一項の規定に基づく指定高度管理医療機器等に係る登録、認証機関の登録(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	特定被災区域内において登録、認証機関の登録の申請をする者
医薬品医療機器等法第二十三条の二十第一項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可(特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。)	特定被災区域内に事務所を有する者
医薬品医療機器等法第二十三条の二十二第一項の規定に基づく再生医療等製品の製造業の許可(特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。)	特定被災区域内に製造所を有する者
医薬品医療機器等法第二十三条の二十四第一項の規定に基づく再生医療等製品外国製造業者の認定	特定被災区域内にその製造する再生医療等製品の製造販売業者の主たる事務所在る者
医薬品医療機器等法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業(配置販売業を除く。の許可(特定被災区域内に在る店舗に係るものに限る。)	特定被災区域内に店舗を有する者
医薬品医療機器等法第二十四条第二項の規定に基づく医薬品の販売業(配置販売業に限る。の許可(特定被災区域内において行われる業務に係るものに限る。)	特定被災区域内において業務を行う者
医薬品医療機器等法第三十九条第一項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可(特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。)	特定被災区域内に営業所を有する者
医薬品医療機器等法第四十条の二第二項の規定に基づく医療機器の修理業の許可(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	特定被災区域内に事業所を有する者
医薬品医療機器等法第四十条の五第一項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可(特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。)	特定被災区域内に営業所を有する者

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条の十 九第一項の規定に基づくキャリアアコンサルタントの登録	特定被災区域内に居住地を有する者
建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項の規定に基づく建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五条第一項の規定に基づく労働者派遣事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（令和八年十月二十七日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く。）
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条本文の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第四十二条の二第二項本文の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第四十六条第一項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	特定被災区域内に施設を有する者
介護保険法第五十三条第一項本文の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第五十四条の二第二項本文の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第五十八条第一項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
介護保険法第六十九条の七第一項の規定に基づく介護支援専門員証の交付	特定被災区域内に居住地域を有する者又は特定被災区域を包括する都道府県員の登録を受けている者
介護保険法第九十四条第一項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	特定被災区域内に施設を有する者
介護保険法第七十七条第一項の規定に基づく介護医療院の開設の許可（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	特定被災区域内に施設を有する者
介護保険法第十五条の四十五の三第一項の規定に基づく第一号事業に係る指定事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十号）第十六条第一項の規定に基づく同項第一号の医療費及び手当、同項第四号の遺族年金若しくは遺族一時金は、同項第五号の医療費及び手当、同項第二十号の遺族年金若しくは遺族一時金は、同項第五号の葬祭料の給付の請求	特定被災区域内に居住地を有する者

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）次項において「障害者総合支援法」という。第五十一条の五第一項の規定に基づく地域相談支援給付費等の給付決定	特定被災区域内に居住地を有する者
障害者総合支援法第五十一条の十四第一項の規定に基づく指定一般相談支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（平成二十年法律第二号）第七條第一項の規定に基づく追加給付金の支給の請求	特定被災区域内に居住地を有する者
新型コロナウイルス感染症予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）第三條第一項の規定に基づく同法第四條第二十一号の医療費及び医療手当、同条第四号の遺族年金若しくは遺族一時金又は同条第五号の葬祭料の給付の請求	特定被災区域内に居住地を有する者
特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百二十六号）第八條第一項、第十二條第一項、第十三條第一項、第十四條第一項又は第十五條第一項の規定に基づく追加給付金、定期検査費、母子感染防止医療費、世帯内感染防止医療費又は定期検査手当の支給の請求	特定被災区域内に居住地を有する者
難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五條第一項の規定に基づく指定医療機関の指定（特定被災区域に在る指定医療機関に係るものに限る。）	特定被災区域内に指定医療機関を有する者
難病の患者に対する医療等に関する法律第七條第一項の規定に基づく特定医療費の支給認定	特定被災区域内に居住地を有する者
食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）第二條の規定による改正前の食品衛生法第五十二條第一項の規定に基づく営業の許可（特定被災区域内に在る事業所に係るものであつて、食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第二百二十三号）附則第二條の規定により従前の例により営業を行うことができることとされた者に対するものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者
麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）第九條の二第二項の規定に基づく麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可	特定被災区域内に麻薬業務所を有する者
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）第十三條第一項の規定に基づく自立支度金の支給の申請	特定被災区域内に居住地を有する者
介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百四十條の六十六第一号イ(3)の規定に基づく主任介護支援専門員更新研修の修了	特定被災区域内に居住地を有する者又は特定被災区域を包括する都道府県員の登録を受けている者であつて、当該都道府県で実施する第一号から第十号までの研修を修了した者